

## 最新医療研究会（大腸がん）会員規約

### （名称）

第1条 本会は最新医療研究会（大腸がん）と称する。

### （目的）

第2条 本会は大腸がんに関する学会の最新情報を医療機関に従事する会員に対して提供し、教育および情報普及を行うことを目的とする。

### （事業）

第3条 本会は次の事業を行う。

- (1) 国際学会の理解を深めるための勉強会（スッキリ学ぼう）の開催およびその配信
- (2) 勉強会資料の提供とQAへの対応。
- (3) 勉強会の模様のアーカイブ映像の配信
- (4) 座談会の実施
- (5) その他、第2条の目的に沿った事業

### （会員）

第4条 本会は、上級医師会員、個人会員、個人随時会員、施設会員によって構成する。

- (1) 上級医師会員は、第2条の趣旨に賛同する医療従事者で、第5条の入会手続きをとり上級医師会員としての年会費を支払ったものを言う。
  - (2) 個人会員は、第2条の趣旨に賛同するレジデントまたは上級医師以外の医療従事者で、第5条の規程により入会し、個人会員としての年会費を支払ったものを言う。
  - (3) 個人随時会員は、第2条の趣旨に賛同する医療従事者で、第5条に規定する入会手続きとったものを言う。
  - (4) 施設会員は、第2条の趣旨に賛同する医療機関ならびに医療機関に準じる施設等で、所定の年会費を支払った施設を言う。
2. 当会は、別表1に基づき、それぞれの会員に対してサービスを提供する。

### （入会の手続き）

第5条 当会の会員になるには、既存の会員の推薦を要するものとする。また、当会所定の様式による申込みを行い、審査等当会所定の手続きを経た上で、当会の承認を得るものとする。

### （退会）

第6条 退会を希望するものはその趣旨を事務局に届けなければならない。その場合既納の年会費は返却しない。

### （会費）

第 7 条 第 4 条に規定する会員種別毎の年会費及び参加費は、別表 2 に記載のとおりとする。

2. 年度途中の入会及び退会を行った場合でも、年会費は満額支払うものとする。

(役員)

第 8 条 本会に下記の役員をおく。

(1) 代表世話人は 1 名とし、世話人会において世話人の中から選定する。代表世話人は、会務を総括するほか、本規約に定められた職務を遂行する。

(2) 世話人は 3 名以上 8 名以内とし、会員総会で会員の中から選任する。

(3) 監事は 2 名以内とし、会員総会で会員の中から選任し、世話人会議に参加し、本会の会計を監査する。

2. 世話人・監事の任期は 2 年とし、再選を妨げない。

(会員総会)

第 9 条 本会は、年 1 回通常会員総会を開催し、世話人会の決議により臨時会員総会を開催することができる。

2. 会員総会は、過半数の会員の出席により成立する。

3. 会員総会においては、次の事項について、出席した会員の議決権の過半数の決議によって行う。

(1) 決算の承認

(2) 世話人の選任

(3) 監事の選任

(4) 会員の除名

(5) 本規約の改廃

4. 会員総会においては、次の事項について出席した会員の議決権の 2/3 以上に当たる多数の決議によって行う。

(1) 世話人の解任

(2) 監事の解任

(3) 本会の解散

5. 上級医師会員、個人会員、個人随時会員は 1 名につき総会における議決権 1 個を有し、施設会員は 1 名につき総会における議決権 10 個を有する。

6. 会員総会における議長は、代表世話人がこれにあたる。

(世話人会)

第 10 条 世話人は、世話人会を組織し、本会の運営にあたる。

2. 世話人会を年間 2 回以上、実施する。

3. 世話人会は、代表世話人がこれを招集する。世話人および監事は、代表世話人に世話人会の招集を要請することができ、代表世話人がこれに応じない場合には、世話人および監事は、過半数の世話人の同意により招集することができる。

4. 世話人会では次の事項について、出席した世話人の過半数をもって決議する。

(1) 会員総会の招集

- (2) 本会運営に関わる重要事項の決定
- (3) 代表世話人の選定及び解任
- (4) 会員の除名の決定
- (5) 決算の承認

5. 世話人会の議長は、世話人会を招集したものがこれにあたる。

(会計)

第 11 条 本会の経費は会費をもってこれにあてることとし、本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 12 条 本会の事務局は、Education Online 株式会社に置く。

(改廃)

第 13 条 本規約の改廃は、会員総会の決議をもって行うものとする。

(付 則)

本会会則は 2021 年 5 月 14 日より発効する。

(別表1)

	上級医師会員 施設会員	個人会員	個人随時会員	備考
勉強会への参加	○	○	△ 申込回のみ	LIVE 配信
勉強会のアーカイブ視聴	○	○	△ 申込回のみ	LIVE 配信後 1 カ月間
パワーポイントのダウンロード	○	×	△ 申込回のみ	編集再利用 OK
PDF のダウンロード	○	○	△ 申込回のみ	
会員ポータル	○	○	○	LIVE アクセス アーカイブ視聴 資料 DL 個人情報編集

※施設会員は、上記のサービスを受けられる ID を 10 個付与する

(別表2)

会員種別	年会費	参加費	備考
上級医師会員	15,000 円	無料	
個人会員	10,000 円	無料	
個人随時会員	無料	5,000 円 (1 回)	
施設会員	100,000 円	無料	無料で上級医師会員と同等の ID を 10 個付与

※年会費の月割りはない。